兵庫県健康づくり審議会認知症対策部会運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、本県における認知症対策の強化のため、認知症に対する共通認識を得るとともに、現状把握や課題への推進方策等の検討を行うよう、健康づくり推進条例第23条第4項に基づき設置される認知症対策部会(以下、「部会」という。)の運営に必要な事項を定める。

(所掌事務)

- 第2条 部会は次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 認知症にかかる現状・課題に関すること
 - (2)「健康づくり推進プラン」「健康づくり実施計画」「老人福祉計画」に基づく計画目標を達成するための認知症対策分野の課題や推進方策の検討に関すること
 - (3) その他認知症対策の推進に関すること

(組 織)

第3条 部会は、25 人以内の委員及び専門委員(以下、「委員等」という。)で組織する。

(会議)

第4条 部会長(健康づくり審議会規則(平成23年兵庫県規則第7号)第8条第2項に規 定する者をいう。以下同じ。)は必要と認めるときは、会議に委員等以外の者の出席を求 めることができる。

(ワーキング部会)

- 第5条 部会に、特定の事項に関する課題等を検討するためのワーキング部会を置くことができる。
- 2 ワーキング部会に属すべき委員は、部会長が指名する。
- 3 ワーキング部会に、ワーキング部会長を置く。
- 4 ワーキング部会長は、ワーキング部会に属する委員のうちから部会長が指名する。
- 5 ワーキング部会長は、会務を総理し、ワーキング部会を代表する。
- 6 ワーキング部会長に事故があるとき、またはワーキング部会長が欠けたときは、あら かじめ部会長の指名する委員が、その職務を代表する。
- 7 ワーキング部会の会議については、前条の規定を準用する。

(謝金等)

- 第6条 第4条及び前条第7項の規定に基づき、出席を求められた委員等以外の者が会議の職務を行うため、会議に出席したときは、委員等以外の者(県の職員である者を除く。) に対して、委員等に支給される報酬と同額の謝金を支給する。
- 2 前項の場合においては、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)

の規定により行政職8級の職務にある者に対して支給する額に相当する額の旅費を支給する。ただし、県の職員である委員については、当該職員の職務の級に基づく額とする。

(庶 務)

第7条 部会の庶務は、健康福祉部健康局健康増進課において処理する。

(補 則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は令和3年5月7日から施行する。